紅海におけるフーシ派による日本関係船舶に対する攻撃: 『海洋利用を保護する権利』 試論

2025年1月30日(木) 海事振興連盟・海洋立国懇話会 「年齢制限のない若手勉強会」

キヤノングローバル戦略研究所・研究主幹 笹川平和財団・上席フェロー 兼原 敦子

* 引用、転載等は、かならず筆者の事前の了承を得ていただくように、お願いいたします。

References

 $\binom{2}{2}$

1. (ご案内の) 拙稿

「紅海におけるフーシ派による日本関係船舶に対する攻撃: 『海洋利用を保護する権利』試論」

URL: https://cigs.canon/en/article/20241224_8535.html (英)
https://cigs.canon/article/20241224_8531.html (日)

2. 紅海等における発生事例(兼原作成)

WORD文書にてご送付

【参考資料】

Raul (Pete) Pedrozo, Protecting the Free Flow of Commerce from Houthi Attacks off the Arabian Peninsula, *International Law Studies*, Vol. 103 (2024): 49-73とともに、インターネット情報などにより、兼原が整理した。 2 0 2 3 年末より、2 0 2 4 年秋ごろまでをカヴァーしている

はじめに



【本日のご報告の流れ】

- 1. 紅海等におけるフーシ派の船舶に対する暴力行為
- (1)2023年11月19日 **Galaxy Leader号**(以下、**G号**) 事件
- (2)紅海等におけるフーシ派の船舶に対する暴力行為
- 2. 日本・諸外国・国連安保理の対応
- (1)2024年1月10日採択・国連安保理決議2722
- (2)日本の見解
- (3)諸外国の見解

はじめに

4

3. 「海洋の利用を保護する権利」試論

- (1)保護権の法的根拠
- (2)保護権の(享受)主体
- (3)保護権の行使に係る規律・制限

【以下、補論】

4. 海賊該当性

- (1) UNCLOS上の海賊
- (2)海賊該当性

5. 自衛権

- (1)米国およびUKの主張
- (2)諸国の反応
- (3)自衛権行使への批判

1. 紅海等におけるフーシ派の船舶に対する暴力行為

(5)

(1)2023年11月19日 Galaxy Leader号(以下、G号)事件

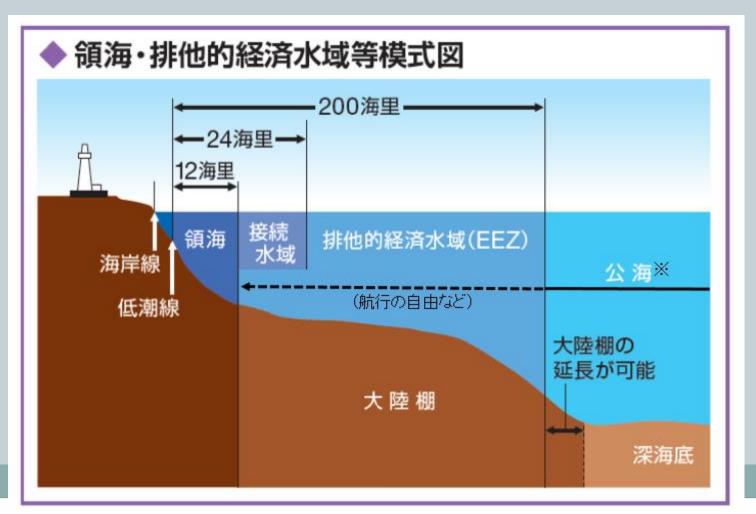
2023年11月19日、フーシ派は、ヘリコプターにより、紅海を航行中のバハマ船籍(車両運搬船舶)G号を攻撃。所有者はUK、日本郵船が運航、ただし、UK所有者が、裕福なイスラエル人が設立した企業(Ray Car Carriers)と提携関係 (association with)にあり。イエメンのAl Hudaydah港から50マイルの距離で、イエメンの12カイリ領海よりも外側の海域で、事件発生。25名の乗員(日本人は含まれない)は、イエメンで拘束されたまま。日本は、非難するとともに、即時の解放を要求。日本は、「海賊」とはせず(国内法である海賊対処法が、航空機による有害行為を適用対象としていないからか?)。

*事件発生海域(次スライド、海域模式図ご参照) イエメンは排他的経済水域を設定しているので、同水域と考えられる もっとも、公海でも排他的経済水域でも、すべての国の船舶は、海洋法上で、 「航行の自由」をもつ

海域模式図

6

(https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/zyoho/msk_idx.html)



1. 紅海等におけるフーシ派の船舶に対する暴力行為

7

(2)紅海等におけるフーシ派の船舶に対する暴力行為

【参考資料ご参照】

Raul (Pete) Pedrozo, Protecting the Free Flow of Commerce from Houthi Attacks off the Arabian Peninsula, *International Law Studies*, Vol. 103 (2024): 49-73とともに、インターネット情報などにより、兼原が整理した。2023年末より、2024年秋ごろまでをカヴァーしている

2024年夏ごろの報道によれば、G号への襲撃の後、(数え方はわからないが)89件の事案があり、現在、紅海の、問題となっている海域を通航するのは、ロシア船と中国船のみとされる。また、国交省の発表では、2024年2月以後、日本の商船(日本を旗国とする商船か)は、Bab al-Mandeb海峡を通航していないとされる

発生事案の紹介【参考資料】においては、概ね、次の点を可能な限り明らかにした

- ①攻撃
- ②対応措置
- ③対応措置の法的性質(実施主体による主張を中心に)
- ④海域などの場所(攻撃、対応措置の、それぞれについて)
- ⑤被害船舶の旗国、関係国等

(1)**2024**年**1**月**10**日採択·国連安保理決議2722 (日·米共同提案)

第3項

3. Affirms the exercise of navigational rights and freedoms by merchant and commercial vessels, in accordance with international law, must be respected, and takes note of the right of Member States, in accordance with international law, to defend their vessels from attacks, including those that undermine navigational rights and freedoms (emphasis by red letters added)

(2)日本の見解:国連安保理での日本の見解表明

G号事件について、商船の航行の自由と船員等の安全を危険にさらす行為として強く非難。決議2722に基づき、米国とUKおよび関係国が、船舶の自由で安全な航行を確保する責務を果たすという決定を支持。

Only two days ago, the Security Council adopted resolution 2722 (2024), demanding that the Houthis immediately cease their attacks against commercial vessels and reaffirming navigational rights and freedoms in the Red Sea. ...In response, the United States and the United Kingdom have conducted joint strikes against a number of targets in Houthi-controlled areas yesterday to degrade the Houthis's capacity to make additional threats. Japan supports the determination of the United States, the United Kingdom and relevant countries to fulfil our responsibility to ensure the free and safe navigation of vessels. To that end, we understand that those measures are aimed at preventing the further deterioration of the situation. Japan remains firm in its commitment to not tolerate any action that could disturb the inalienable freedom of safe navigation and will take the necessary steps to put an end to Houthi threats while continuing to closely cooperate with relevant countries.

(2)日本の見解:国連安保理での日本の見解表明(つづき)

米・UKの自衛権行使の支持?

諸外国のいくつかの声明への日本の参加・不参加から判断すると、自衛権行使の支持とは解しにくい後述の、スイスの見解に近いか?

(3)諸外国の見解:概要、①、②、③の三つのパターに分けられる 決議2722第**3**項の「権利」について

takes note of the right of Member States, in accordance with international law, to defend their vessels from attacks, including those that undermine navigational rights and freedoms (emphasis by red letters added)

- ①決議2722第3項の「権利」は、自衛権を意味する
- •UK
- •米国
- ②自衛権の否定
- ・ロシア
- ・中国など

- 12
- (3)諸外国の見解(つづき)
- ③決議に基づきとりうる措置の具体的表明
- ・スイス

「決議2722にいう権利(right)は、商船や軍艦への攻撃を撃退するための軍事的措置に厳格に限定されるし、それは、商船や軍艦およびその人員・乗員を保護するための措置である。直接のこうした保護(protection)措置を超える軍事作戦は、不均衡であり、決議はそれに言及していない。軍事攻撃について懸念する。」

*日本が、自衛権を否定しているとすれば、スイスの見解に近いか?

13

【国連安保理決議2722にいう「権利」が自衛権でないとすれば、いかなる権利か?】

海洋の利用の自由・海洋の利用の権利に対する侵害から、これらの自由や権利を守る権利「保護権」として、法的に構成できないか?

- -類似の問題への対処が、国際社会における喫緊の課題となっている
- e.g. 海底ケーブル・パイプラインの損壊事例の多発。台湾海峡における海底ケーブルのたびたびの損壊は、日本にとっても重大関心事
- 海底ケーブル・パイプラインの敷設は、海域ごとに海洋法によりその自由・権利を認められて いる
- e.g.シー・シェパードによる、南極海(公海)における日本船舶による調査捕鯨に対する暴力を伴う妨害行為
- 2010年当時、日本の調査捕鯨は、国際司法裁判所の2014年判決以前であり、国際法上違法の判断は受けていない。いずれにせよ、NGOであるシー・シェパードが、一方的に日本の調査捕鯨を「違法」と判断すること、ましてや、暴力による妨害行為は、国際法上で許されない

「海洋の利用の自由・権利を保護する権利」としての法的構成を試みる

14

(1)保護権の法的根拠

「海洋の利用を保護する権利」

海洋法:1982年国連海洋法条約(UNCLOS)

①各海域で、どの国がどのような利用(航行、漁業、海洋科学調査、海底ケーブル・パイプラインの敷設など)の権利や自由があるかの規定

②各海域において、また、妨害行為の態様に応じて、海域利用を妨害する行為に対して、どの国が対応措置をとる権利 (管轄権=海上における取り締まり、国内裁判所での審理・処罰)をもつかを規定する例もある

公海に焦点をあててみると...

15

UNCLOS:公海における「旗国主義」とそれへの例外:「旗国主義」関連条文は後掲

第105条 海賊船舶又は海賊航空機の拿捕

いずれの国も、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を逮捕し又は財産を押収することができる。拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができるものとし、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産についてとるべき措置を決定することができる。

第110条 臨検の権利

- 1条約上の権限に基づいて行われる干渉行為によるものを除くほか、...外国船舶に遭遇した軍艦が当該外国船舶を臨検することは、次のいずれかのことを疑うに足りる十分な根拠がない限り、正当と認められない。
- (a) 当該外国船舶が海賊行為を行っていること。
- (b) 当該外国船舶が奴隷取引に従事していること。
- (c) 当該外国船舶が許可を得ていない放送を行っており、かつ、当該軍艦の旗国が前条の規定に基づく管轄権を有すること。
- (d) 当該外国船舶が国籍を有していないこと。
- (e) 当該外国船舶が、他の国の旗を掲げているか又は当該外国船舶の旗を示すことを拒否したが、実際には当該軍艦と同一の国籍を有すること。

16

(1)保護権の法的根拠(つづき)

①UNCLOSは、すべての海洋利用に対する妨害行為について、それへの対応措置をとる権利(管轄権)配分を、規定しているわけではない

*ただし、その「欠缺」は、carelessによるというよりも、諸国の利害対立の調整が困難である、当時は係る海洋利用や事実状況が想定されなかったなどの理由による。よって、「欠缺」に対処するには、海洋法上の諸国の利害調整をふまえて、慎重さを要する

e.g. 公海や排他的経済水域における「航行の自由」に対する妨害行為が、海賊 (105条)に該当しなければ、どの国が、当該妨害行為への対応措置を取る権利(管轄権)をもつか?

②合法な海洋利用に対する妨害行為を、寛恕しなければならない義務はない ◎常識に反する、常識に反する法はありえない



③「海洋利用を保護する権利」

17

(1)保護権の法的根拠(つづき)

- ③海洋利用を保護する権利
- a.法的根拠:海洋利用の自由や権利

公海利用の自由(航行、漁業、海洋科学調査、海底パイプライン・ケーブルの敷設など)、各海域ではUNCLOSに従い、各利用の権利や規律

- b. UNCLOSによる、海洋利用に対する妨害行為に対応措置を取る権利(管轄権)の配分
- e.g.公海における旗国主義(条文、後掲)と、旗国以外の国の権利に係る規定は上掲(スライド15)
- e.g. 排他的経済水域の漁業(73条)、海洋環境保護(第12部)など そうした規定がない場合には、海洋利用の自由や権利を法的根拠と して、妨害行為に対応措置を取る権利を認める

18

(2)海洋利用を保護する権利「保護権」の(享受)主体

①公海・排他的経済水域における航行の自由

「旗国主義」

旗国=船舶の船籍国 UNCLOS

第九十二条 船舶の地位

1 船舶は、一の国のみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又はこの条約に明文の規定がある特別の場合を除くほか、公海においてその国の排他的管轄権に服する。船舶は、所有権の現実の移転又は登録の変更の場合を除くほか、航海中又は寄港中にその旗を変更することができない。

第九十四条 旗国の義務

1 いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項に ついて有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う。

19

(2)海洋利用を保護する権利「保護権」の(享受)主体(つづき)

- ②旗国主義への例外の正当化
- a.旗国主義の絶対性への疑問
- 一便宜置籍船の存在、寄港国管轄権(漁業、環境保護など)の利用の進展

b.日本の「関係船舶」のとらえ方

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組 について」 (令和元年12月27日閣議決定)

【第1パラグラフ】

「中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源である中東地域において、日本関係船舶(日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は 我が国の積荷を輸送している外国籍船であって我が国国民の安定的な 経済活動にとって重要な船舶をいう。以下同じ。)の航行の安全を確保することは非常に重要である(赤字、by兼原)。



- (2)海洋利用を保護する権利「保護権」の(享受)主体(つづき)
- ②旗国主義への例外の正当化
- c.(参考)海底パイプライン・ケーブルの損壊
- 海底パイプライン・ケーブルでは、船舶のように「旗国」は 存在しないので、保護権を行使する主体(国)の決定が、 むずかしい
- パイプライン・ケーブルは、機能が多様であり、パイプラインやケーブルが複数の国の管轄海域にわたることも多く、 損壊による不利益を被る国も多様であるため、保護権を 行使する主体の決定は、むずかしい

- 21
- (2)海洋利用を保護する権利「保護権」の(享受)主体(つづき)
- ②旗国主義への例外の正当化
- d. 紅海の事実状況
- ・米国およびUKは、Operation Prosperity Guardian, EUは、2024年8月21日の発生事例にみるように、EUの展開部隊 (EUNAVFOR, ASPIDES)が、乗員を救助している。こうした多数国の共同operationが展開されている状況では、発生事例の多くで、遭難信号を受信して該当商船等の保護のための措置を取ることは、むしろ、当然

そこで、保護権の享受主体を当該船舶の旗国だけに限ることが、 事実状況に照らして、また、保護の実効性に鑑みて、適当である かは、疑問

少なくとも、紅海の事実状況に照らして、旗国主義の例外という「特別法」の可能性



(2)海洋利用を保護する権利「保護権」の(享受)主体

- ②旗国主義への例外の正当化
- d. 紅海の事実状況(つづき)
- ・紅海における発生事例では、商船を軍艦がエスコートしているが、軍艦と(エスコートされる)商船の旗国が同じとは限らない。かつ、エスコートしているような場合に、軍艦と商船とを分けて考えることが適当か、などの疑問もある。ゾーン体制についても同様
- そうであるとすると、軍艦の旗国、商船の旗国に限定して、保護権の享受主体を考えることに、疑問は提起しうる。
- ・実践として、武力攻撃、保護措置は、「旗国」であるから、という根拠に、 厳格に基づいていない。米国もUKも、自国の軍艦に対する攻撃の場合 には、自衛権行使をそれにより正当化しようとする。が、旗国という点で は、米国やUKのそれぞれを旗国とする商船に対する攻撃に対処したわ けではない。むしろ、大半は、別の国を旗国とする商船である。

(3)保護権の行使に係る規律・制限

- ①保護権を認めることによる海洋利用の保護と、保護権の濫用による国際紛争の回避との、バランス
- ②海洋法(UNCLOS)において海洋利用に対する妨害への対応措置を取る権利(管轄権)が配分(規定)されている場合には、その権利が一義的に行使される
- ③海洋法上の一般的原則
- ・他国の海洋利用に妥当な考慮をはらう義務
- ・措置が武器使用を伴う場合の、武器使用を規律する原則
- ④具体的な(ありうる)制限
- ・妨害行為に対する洋上での対処に限定するか
- ・旗国主義との調整ーe.g.旗国への通報、旗国への対処の要請

4. 海賊該当性

24

(1)UNCLOS上の海賊

第101条 海賊行為の定義

海賊行為とは、次の行為をいう。

- (a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であって次のものに対して行われるもの
 - (a)公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産
 - (b) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産
- (c) いずれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知って当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為
 - (d)(a)又は(b)に規定する行為を扇動し又は故意に助長するすべての行為

4. 海賊該当性

(25)

(2) 海賊該当性

①報告準備に際して使用した主要な文献では、7例ほどが、海賊に触れている。そのうち、明確に海賊であることを肯定するのは、2例ほど

②海賊であることを肯定する見解は、発生事例のうち、3例ほどが海賊に該当するとか、あるいは、フーシ派の攻撃や有害行為が〇〇である点で、海賊に該当するとか、フーシ派が敵対する国「以外」の国を旗国とする船舶が被害船舶である場合には、武力紛争法の適用よりも、海賊に係る法の適用がある、といった説明

このように、海賊への該当を認められるのは、かなり限定的な事例であり、一つの事例の限定した局面である

4. 海賊該当性

26

(2) 海賊該当性(つづき)

③フーシ派の攻撃・有害行為が海賊に該当するか否かについて、海賊要件の中で議論があるのは、「私的目的」要件。これについて、多数の見解は、フーシ派の攻撃・有害行為は、「私的目的」要件を充足すると解している。理由は、「私的目的」要件は、歴史・起草経緯において、私掠船と海賊の区別の問題があったからであり、現在はその考慮は意味を持たないというもの。また、内戦において、反乱側が、敵対する政府に属する船舶に対して有害行為を行う場合を例外とするために、「私的目的」要件が存在したという説明もある

④フーシ派の攻撃・有害行為が、かりに、海賊に該当するとしても、重要なことは、次の学説による指摘。i)フーシ派の攻撃・有害行為は、ソマリ海賊とはことなり、規模が著しく、規模が大きい、ソマリ海賊は、小火器を用いて船舶をとらまえ、身代金のために人質をとる。フーシ派はミサイルやドローン機による攻撃を行っている。ii) 西インド洋で、10年ほど前までは、軍艦が海賊対処に目立って従事してはいない。つまり、最近の紅海周辺の事例では、軍隊が中心となって対処しており、それは、まさに、ソマリ海賊と紅海周辺の事例との相違を意味するという指摘

5. 自衛権

27

(1)米国およびUKの主張

①フーシ派の攻撃に対する、海上およびフーシ派が支配するイエメン領域におけるフーシ派の拠点に対する、米国およびUKによる武力攻撃については、米国もUKのいずれも、自衛権行使により正当化を主張

- ②とくにUKは、自衛権行使における均衡性および必要性の要件を充足していること、文民への被害は最小限にとどめていることを強調
- ③米国もUKも、国連安保理に報告を行っており、これは、国連憲章51条の義務を履行するもの

5. 自衛権

(28)

(2)諸国の反応

*上記の国連安保理における諸国の主張を参照

ロシア・中国が、明確に批判

5. 自衛権



(3) 自衛権行使への批判:学説でも、自衛権行使には、疑問・批判を示す例が多い。

【主な批判理由】

- ①米国やUKは、保護の対象とされた被害船舶の旗国ではない
- ②商船への攻撃は、自衛権の発動要件にはならない

ロシアの見解:商船への攻撃、航行の自由の問題は、自衛権の適用のある問題ではなく、海洋法に規律される問題である

- ③軍艦か、侵略の定義にいうfleetの解釈はいかなるものか
- ④フーシ派は、自衛権行使の要件である、「武力攻撃の主体」にはならない(非国家主体)。
- ⑤フーシ派が、④の「武力攻撃の主体」でありうるとしても、攻撃が、「武力攻撃」としての要件を充足していない(ニカラグア事件((本案))、Oil Platform事件((本案)))
- ⑥イエメン領域内で、フーシ派が支配するフーシ派の拠点への攻撃は、自衛権で正当化されない。正当化されるためには、イエメンの合意があるか、イエメンが、いわゆるunwilling or unableの要件を充足する必要がある
- ⑦集団的自衛権の行使には、被害船舶の旗国からの同意・要請が必要であるが、それは、得られていない
- ⑧フーシ派の攻撃に対して、武力攻撃で応ずることそれ自体も、実行された武力攻撃も、 いずれも、均衡性や必要性の要件を充足しない

END

(30)

ご清聴、誠にありがとう存じました。